

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年1月8日(水) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員45名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	7番 宮本 隆幸
8番 林田 智博	9番 角居 登	10番 瀧口 幸司
11番 森 日出輝	12番 杉本 清和	13番 村上 義博
14番 網田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘
26番 渡辺 智明	27番 麻生 隆弘	28番 園田 操
29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊	32番 橋本 春利
33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄	35番 後藤 和則
36番 北口 和皇	37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸
39番 榊永 築	40番 西川 秀文	41番 成松 道敏
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏

欠席委員 4名

6番 藤岡 照代	31番 村上 正春	43番 杉浦 照雄
50番 上田 芳裕		

午後3時00分 開会

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第10回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中45名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

本日は大変ご多用の中、第10回農業委員会総会に多くの方にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法

に基づく農地利用集積計画等の審議が主なものとなります。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

事務局 総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。  
それでは会長、よろしくお願いいたします。

議長 議事に先立ちまして、議席についてお諮り申し上げます。  
1月1日付で、熊本県農業共済組合推薦による市長推選に、農業委員として後藤和則委員が就任されておりますのでご紹介いたします。  
どうぞよろしくお願いいたします。  
そこで、議席につきましてもお諮りいたします。辞任された熊本県農業共済推薦の上田守王委員の議席番号35番を議席番号としたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、後藤委員の議席を35番に決定いたします。  
なお質疑・意見につきましては、北部地区を担当していただくこととなります。  
それでは、ここで後藤委員にご挨拶をお願いいたします。

### 35番 後藤和則委員

皆様、明けましておめでとうございます。上田さんの後釜として、農業共済より推薦をいただき、拝命いたしました。住まいは北部地区の西里でございますことから、北部地区を担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

会長 ありがとうございます。  
それでは、順次議事に入ります。  
会議に入るに当たり、総会次第の第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、47番の藤本照義委員と48番の田上義則委員を、書記に事務局の北嶋係長を指名いたします。よろしくお願いいたします。  
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)から第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで6件でございます。  
議事に入ります前に、議案の訂正があるようですので事務局より説

明をお願いいたします。

事務局

議案の修正等について説明いたします。

まず、この議案書の9ページの5番です。この5番の農地区分が第2種農地になっておりますが、これを第3種農地に訂正をお願いします。

続きまして15ページになります。農業経営基盤のところですけども、2番の利用権設定の新規設定分の左から3番目の件数において、10年以上の件数を9件から10件に訂正をお願いします。

続きまして16ページになりますが、農地利用集積円滑化団体借上分の右から2列目の権利種類の項において、使用権となっておりますが、これを使用貸借権に訂正をお願いします。同じく農地利用集積円滑化団体転貸の右から2番目の権利種類においても、使用権から使用貸借権に訂正をお願いします。

それから別紙の追加案件として、農地法第3条の規定に基づく許可申請が1件ございまして、この案件を3条申請のいちばん最後に追加案件として挙げますので、よろしくをお願いします。

説明につきましては以上です。

議長

はじめに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、追加案件を含めて33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のため農地を取得するものです。現在の経営内容は米が中心で、許可後も米、大豆を作付されるとのことでございます。

2番は、経営移譲年金受給のため親子間で使用貸借権を設定されるものです。許可後は水稻、野菜、カライモを作付される予定でございます。

以上2件、先の地区委員会での協議をいたしました結果、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま地元委員より1番、2番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして3番。

19番 春口豊徳委員

3番と4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番と4番は関連で、独立就農のため農地を一時貸借される申請です。申請人は、これまで米やピーマンの作付など実家の手伝いをされていましたが、今回独立して農業を行うということで、許可後の営農計画としましては米を作付されます。

以上、先の地区委員会で協議しました結果、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず申請は妥当と判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして5番。

37番 古川盛康委員

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は経営拡張による賃貸借の設定です。契約期間は12年間です。借受人は現在、水稻と露地野菜を栽培されており、許可後も水稻と露地野菜を栽培される計画です。

以上1件、先の地区委員会で協議し農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま5番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして6番。

1 6 番 南順二委員

6番から8番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番から8番までは関連で独立就農のための申請で、6番は祖父、7番は父からの使用貸借、8番は賃貸借の申請です。先の地区委員会で営農継続について聞き取り調査を行っております。申請者は現在親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを栽培される予定です。

以上3件先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま地元委員より6番から8番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして9番。

4 4 番 志柿茂喜委員

9番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は申請人が売買により農地を取得される申請です。これは平成14年11月に申請人の父が所有者との間で売買をされたものの、所有権移転後仮登記のままであり、平成23年12月に父の死亡により買入れした農地を申請人が相続継承され、この申請地の所有権をめぐって申請人が裁判をされているところの申請です。

この案件について先日の地区委員会で検討した結果、この申請人は、農地法3条2項各号の要件を満たしておらず、不許可相当に該当するものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、9番については不許可とすることに決定いたします。続きまして10番。

8 番 林田智博委員

10番から12番につきまして、地区委員会での協議内容をご報告します。

10番と11番は関連で、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人は専業農家で、米を作られており、許可後は米と自家消費のナスを作られます。

12番は経営拡張の申請で贈与による所有権移転で、譲受人は専業農家で施設園芸のメロンを作られており、許可後は米を作られる予定です。

以上3件先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま10番から12番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして13番。

28番 園田操委員

13番から14番について、先日の地区委員会での協議をご報告します。

13番は経営移譲年金継続受給のための親子による使用貸借権設定の申請です。申請人は米を主に作付されており、許可後も引き続き米を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

14番も経営移譲年金継続受給のための親子による使用貸借権設定の申請です。申請人は米、麦を作付されており、許可後も引き続き米、麦を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

以上2件について先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま地元委員より13番から14番についてご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして15番。

#### 20番 田中求委員

15番から17番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

15番と16番につきましては関連でありまして、耕作の便宜上交換をされるものです。15番と16番のそれぞれの譲受人は、現在水稻を作付されており、許可後も同様に水稻を作付される予定です。また全農地について耕作されており、地域との調和も図られていることを地元委員が確認いたしております。

17番につきましては、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は現在水稻とタケノコを栽培されており、許可後はタケノコを栽培される予定です。また全農地について耕作されており、地域との調和も図られていることを地元委員が確認いたしております。なお町内にありますので、地区委員会においでいただき施設等調査を行っております。

以上3件先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より15番から17番までご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして18番。

#### 40番 西川秀文委員

18番から23番についての地区委員会の検討状況をご報告いたします。

18番から22番は関連です。18番から20番は取得、21番と22番は交換の申請をされるものです。今回の申請農地はいずれもそれぞれの譲受人の自宅作業場に接しているため、耕作の便宜上取得、交換されるものです。許可後はいずれの譲受人も造園業を営んでおられるため、苗木の栽培をされるそうです。

23番も譲受人が耕作の便宜上所有農地隣接地を取得される申請で

す。許可後は水稻の作付をされるそうです。

以上6件について検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま地元委員より18番から23番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして24番。

### 23番 梅田義弘委員

24番から32番について及び別紙の追加案件につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

24番と25番は関連で、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りいたしました。申請人は実家の手伝いをしておられましたが、今回独立され許可後は水稻と施設野菜を作られる予定です。

26番は農業者年金受給のために使用貸借の設定をされる申請です。借人はミカンを作っている農家で、許可後もミカンを作られる予定です。

27番は子へ贈与の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作っておられる農家で、取得後は露地野菜を作られる予定です。

28番は農業生産法人設立の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき事業計画、予定販売先等を聞き取りいたしました。申請人は実家の手伝いをしておられましたが、今回、農業生産法人を設立され許可後はキュウリ、キャベツを作られる予定です。

29番は経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後は施設野菜を作られる予定です。

30番と31番は関連で、耕作の便宜上交換される申請です。お互いの耕作の都合上便利がいいということで今回の申請をされました。許可後はそれぞれ露地野菜を作られる予定です。

32番は代替地として植木町正清の申請地を取得される申請です。許可後は豆類を作付されます。

追加案件1番は経営拡張のため農地を使用貸借する申請です。借人は水稻と麦類を作っている農家で、許可後は麦類を作られる予定です。

以上10件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろ



しくお願いいたします。

議長 　　ただいま24番から32番、及び追加案件について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございますか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり、24番から32番及び追加案件について許可することに決定いたします。

　　続きまして第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。

　　地元委員よりの報告に当たりましては、転用許可基準を照らし地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは1番、お願いいたします。

### 33番 馬原清隆委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は申請地が実家近くであり、農家住宅を建設するものです。申請地は集落内開発制度指定区域で、農地区分は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外に該当するものと判断しました。転用面積が妥当であるかについては、農家住宅1棟ということで妥当な面積だと思われま。周囲の状況は、北側は市道、東側は水路、西側は宅地に囲まれ、南側農地は本人所有です。給水は北側市道の排水管より引き込み、排水計画については、雨水は自然浸透でオーバーフロー分は東側水路へ放流、生活雑排水及び汚水については合併浄化槽で処理後、東側水路に放流するよう計画されて排水同意も得られております。土砂流出などがないようにするなど被害防除についての対策を図られることも確認しております。資金計画については、自己資金によるもので残高証明を確認しております。工事計画は平成26年2月から11カ月の予定で、許可後速やかに申請許可の目的どおりに施工されるものと考えます。

先日の地区委員会において現地調査確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして2番。

### 30番 澤田公俊委員

2番と3番の案件について、地区委員会での協議状況をご報告します。

2番は太陽光発電設備の申請です。申請人は会社勤務で農業に従事する時間が少なく、農地の有効利用を検討され環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側が山林、北側が雑種地、南側が宅地、西側に農地がありますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積について太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透されます。工事期間は許可日から5月1日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

3番も太陽光発電設備の申請です。申請人は高齢で農業に従事する時間がなかなかとれず、農地の有効利用を検討され環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側と北側は宅地、東側と南側は農地で、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積について太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透させます。工事期間は許可日から7月31日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会での現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

次に3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請23件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

#### 19番 春口豊徳委員

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番はTAKASUGI株式会社からの建売住宅と公衆用道路への転用申請です。農地区分は、広がりのない小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断されます。土地選定理由は、申請地が集落内開発制度指定区域内であり、交通アクセスもよく商業施設も充実しており、今後住宅需要が見込まれることから選ばれました。土地利用計画は、建売住宅10棟の建設と公衆用道路を整備し利用される計画です。資金計画につきましては、全額自己資金で賄われるということで残高証明書により確認しております。排水計画は、雨水は新設道路内に設けた側溝で集水後、浸透枡で浸透させて既設排水施設へ接続放流、生活雑排水、汚水につきましては、公共下水道へ接続放流されるということです。東側と南側に農地がありますが、所有者との調整は済み、同意はいただいているということです。また開発許可が必要となりますが、同時に手続中であるところを確認しております。

続きまして2番と3番は関連で、個人住宅と学習塾への転用申請です。農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから、第3種農地と判断されます。土地選定理由は、申請地が奥さんのお父さんの所有の土地であること、現在借家住まいですが子どもの成長に伴い手狭になってきたこと、またご主人の学習塾開業に当たり、小中学校も近く、生徒の通学や保護者の送迎が便利であるということなどから選ばれました。土地利用計画は、自己用2階建て住宅1棟と平屋建ての学習塾1棟を計画されております。資金計画につきましては、全額自己資金で賄われるということで、残高証明書により確認しております。排水計画は、雨水は宅地内枡に集水し、雨水浸透枡にて浸透処理後、オーバーフロー分につきましては西側既存側溝へ放流、また生活雑排水、汚水につきましては、熊本市公共下水道へ接続放流されます。東側に農地がありますが、譲渡人所有とのことで問題はございません。また開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い協議した結果、いずれも許可基準を満たしており申請は妥当なものと判断いたしました。ご

審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして4番。

### 37番 古川盛康委員

4番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は先月継続審議となった案件で、境界の確定ができていませんでした。現在立ち会いの期日の打ち合わせをされておりまして、近日中の予定ということで、今回も継続審議となりました。

5番は通行地役権の設定です。申請人は申請地に隣接して住宅を所有され、通路が狭く市道に出る際曲がりにくいため、今回市道側の8.1平米を申請されました。申請地は現在農地の進入路として使用されており、その一部を通路として転用され地役権を設定されます。造成などは行わず、現在そのまま使用される予定です。申請人側の住宅に通じる通路も既に地役権が設定されており、お互いに通行ができるように設定されるものです。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で、隣接の道路には上下水道が埋設され、近隣には保育園が複数あることから第3種農地と判断しました。排水計画につきましては、雨水のみで地下浸透、オーバーフロー分は西側市道側溝へ放流される計画です。申請地の大半が砂利敷きされており無断転用状態でしたが、所有者本人も深く反省され、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されており、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

6番は個人住宅建設のための所有権移転の申請です。譲受人は借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となったため、住宅の新築を計画されました。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で、隣接の道路には上下水道が埋設され、近隣には医療施設と教育施設が複数あることから、第3種農地と判断しました。排水計画につきましては、雨水については集水柵を設置し南側市道側溝へ接続放流、汚水、生活雑排水については、南側市道公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画につきましては、全て融資で賄われ融資証明で確認済みです。周辺の状況は、西側と北側に農地がありますが、譲渡人所有の

農地となっております。申請地は既に整地され無断転用状態でしたが、所有者本人も深く反省され、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されており、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。開発許可が条件となっておりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、4番については境界確定が必要で今回も継続審議、5番と6番については、いずれも許可基準を満たしており今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま地元委員より4番から6番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで4番は継続審議とし、5番、6番については、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして7番。

#### 4 4番 志柿茂喜委員

7番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

7番は申請人が農家住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団で第1種農地と判断され原則不許可ですが、集落に接続して取得されるものとして不許可の例外に該当すると判断いたしました。また農地を分断する転用ではありません。申請人は今回専業農家として独立するための農家住宅の建設を計画されたものです。転用計画は、田2筆498平米に鉄骨木造2階建ての農家住宅を建設されるものです。資金計画は、自己資金と融資により賄われる計画で、残高証明、融資証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は市上水道から給水、排水については、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は集水桝から南側排水路へ放流、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理後南側排水路へ放流される計画です。周囲は農地が東側と北側にありますが、隣接同意を得られておられます。工事期間は平成26年2月1日から平成26年6月30日までの約5カ月間を予定されております。

先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、この案件は立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺の農地への影響などの一般基準の面から検討いたしましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きますして8番。

### 3 3 番 馬原清隆委員

8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は親子間の使用貸借による農業用倉庫等のための転用申請です。申請地は自宅に近く便利なため選定したもので、集落内開発制度指定区域で、農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、農業用倉庫及び農業用資材置場、駐車場と通路ということで妥当な面積だと思われます。なお農業用倉庫については、40年前法的手続を知らないで建設しておりましたことを深く反省され、始末書の添付もなされております。周囲に隣接する農地はありません。給水はなく、排水計画については雨水のみで、北側から水路へ放流、排水同意も得られております。土砂流出などがないようにするなど被害防除についての対策を図られることも確認しております。資金計画については、自己資金によるもので残高証明を確認しております。工事計画は平成26年2月から1カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと現地調査、確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま8番について地元委員よりご報告がございましたが、何かこの件についてご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きますして9番。

## 28番 園田操委員

9番から12番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

9番は申請人が現在アパート住まいであり、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、中古住宅を購入されることになり、その宅地への道路として所有権移転による転用許可申請です。申請地は、以前の居住者や所有者との間で農地法の許可を得ずに宅地へ道路として既に使用されており、所有者より始末書が提出され深く反省されております。申請地は、10ヘクタール以上の広がりのある第1種農地と判断しますが、集落に接続して設置されるものに該当すると求められていることから不許可の例外事項に該当すると判断いたしました。現地の状況は、北側は道路、東側、西側に宅地、南側に田があり、農地の所有者の同意は得られております。給水はなく、雨水のみ敷地内に浸透させ、オーバーフロー分は東側と北側の水路へ放流される計画です。地元の同意も得られております。

10番は借人が現在アパートに住んでおられますが、子どもが大きくなり手狭となったため、今の祖父が所有する農地に使用貸借権を設定され、個人住宅を建設される転用許可申請です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、10ヘクタール以上の広がりがない農地であり第2種農地と判断します。開発許可が必要になりますが事前審査の回答書も送付されております。現在の状況は、東側、西側に宅地、南側、北側に水路があり、隣接する農地はありません。給水は既設配水管より引き込み給水、排水については、雨水は敷地内に集水桝を設置し北側水路へ放流、生活雑排水、汚水は南側敷地内の公共下水道に接続放流される計画です。また資金計画につきましては、融資で賄われる計画で、金融機関の融資証明書も送付されております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られていることを確認しております。工事期間は平成26年2月1日から26年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

11番は株式会社アリストホームが、隣接する雑種地209平米と一体に建売住宅7棟を建築のため、所有権移転による転用許可申請です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、市街化区域に近接し南区役所から300メートル以内に位置し、第3種農地と判断されます。申請地は熊本市内への通勤圏内に位置し、南区役所、富合駅へのアクセスも非常によく、住宅建築の需要が多いため選定されました。開発許可が必要になりますが、事前審査の途中でであることを確認しております。現地の状況は、東側に田、西側、南側に水路、北側は雑種地と道路になっており、隣接する農地の所有者の同意も得られております。給水は既設水道管より給水、排水については、雨水は新設する道

路側溝で集水し西側水路へ放流、生活雑排水、汚水については北側既設の公共下水道へ接続放流される計画です。また資金計画につきましては、自己資金で賄われる計画で、金融機関の残高証明書で確認しております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は平成26年2月1日から26年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

12番は借人が母の所有する自宅に隣接する農地を使用貸借し、太陽光発電設備、及び妻が自宅にピアノ教室をされており、保護者の送迎用駐車場として利用される転用許可申請です。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがない、住宅に囲まれた生産性が低い第2種農地と判断されます。現地の状況は、東側、北側に宅地、西側、南側に水路があり、隣接する農地はありません。給水はなく、雨水のみ西側、南側の水路へ自然放流される計画です。地元からの排水同意も得られております。資金計画につきましては、自己資金で賄え得る残高証明書で確認しております。被害防除計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は平成26年2月1日から26年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま9番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして13番。

#### 14番 網田稔委員

13番から17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番につきましては、申請人が個人住宅を建築する転用申請です。申請人は現在の住まいが手狭になり、家を建築する予定地に見据えた当該地の転用を検討されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い第2種農地と判断さ



れます。転用面積が妥当であるかについては適正ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の融資証明が添付されていることを確認しております。給水はボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水の処理は敷地内に地下浸透し、オーバーフロー分は西側の既設側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は合併浄化槽処理後、西側の既設側溝へ放流します。周囲の状況は、東側のみ隣接農地がありますが、擁壁を施工し土砂流出、日照などに影響がないように対策を図られていることを確認しております。また転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は平成26年2月1日から12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

14番につきましては、申請人が生け花教室を建築する転用申請です。申請人は、以前より周辺地域の居住者に生花にまつわる活動を実施しておられましたので、当該地の転用を検討されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い第2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の融資証明が提出されていることを確認しております。給水はボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水の処理は敷地内に地下浸透し、オーバーフロー分は西側の既設側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は合併浄化槽処理後、南側の既設側溝へ放流します。周囲の状況は、北側に隣接農地はありますが、擁壁を施工し土砂流出、日照などに影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。また転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は平成26年2月1日から12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

15番につきましては、申請人が個人住宅を建築する転用申請です。申請人は家族が増えたことにより手狭になり、交通の利便性、環境面での具体的な当該地の転用を検討されました。農地区分については、10ヘクタール以上の一団の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可以外の例外に該当するものと判断しました。また農地を分断する転用ではないと思われます。転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の残高証明が提出されていることを確認しております。給水については公共上水道を利用します。排水計画については、雨水は地下浸透し、オーバーフロー分は簡易浸透施設設置により西側市道側溝へ接続放流します。生活雑排水、汚水は合併浄化槽で処理後、西側市道側溝

へ接続放流します。周囲の状況は、南側に隣接農地がありますが、土砂流出、日照などには影響がないよう対策が図られていることを確認しております。また転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は平成26年2月19日より9月30日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

16番につきましては、申請人が個人住宅を建築する転用申請です。申請人は現在の住まいが手狭になったため、環境面や交通の利便性に最適な当該地の転用を検討されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い第2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、全額を賄う額を残高証明で確認しております。給水はボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水の処理は敷地内に地下浸透させ、オーバーフロー分は北側既設側溝へ放流します。生活雑排水及び汚水は市下水道へ放流します。周囲の状況は、東側には隣接農地はありますが、擁壁を施工し土砂流出、日照などに影響が出ないように対策が図られることを確認しております。また転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は平成26年2月1日より12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

17番につきましては、申請人が個人住宅を建設するという申請です。申請人は現在アパートに住んでいますが、今回近くで便利な母所有の土地の転用を検討されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可以外の例外に該当するものと判断いたしました。また農地を分断する転用ではないと思われます。転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の融資証明で確認しております。給水はボーリングにより地下水を利用します。排水計画は、雨水は新設の集水枡を設置し、オーバーフロー分は既設側溝へ放流します。生活雑排水及び汚水は南側下水道へ放流します。周囲の状況は、北側には隣接農地がありますが、土砂流出、日照などに影響がないよう対策が図られることを確認しております。また転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は平成26年1月30日より6月30日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討

した結果、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より13番から17番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして18番。

#### 40番 西川秀文委員

18番についての地区委員会での審議結果をご報告いたします。

18番は医療法人寺尾会さんから、賃貸借の一時転用申請です。先日の地区委員会で現地の調査をいたしましたが、申請地は市街化地域に隣接する小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。医療法人寺尾会さんは、申請地の近くで病院を開設しておられますが、このたび病院の新築工事を既存の職員用駐車場に計画されたため、工事期間中の職員と工事関係者の駐車場が必要となり、病院周辺で選定されましたが、申請地が賃借できないため、一時転用申請されるものです。転用面積については、病院新築工事のため使用できなくなる職員駐車場の59区画、工事関係者駐車用の27区画、合わせて86区画分の駐車場面積を確保するもので、妥当な面積と判断されます。また転用期間は、病院新築工事期間の平成26年1月末より27年5月末日までで、農地への原状回復の期間を含め妥当ではないかと判断されます。また工事費用については全額自己資金で賄われますが、必要な額の金融機関の残高証明書が添付されております。現地の状況は、東側、北側は宅地、南側は公園、西側は道路で、隣接する農地はありません。雨水のみの処理で、敷地内に側溝と浸透枡を設け、地下浸透処理をされます。汚水、生活雑排水は発生しません。

以上、先の地区委員会で現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして19番。

#### 17番 角田一誠委員

19番から23番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

19番は個人住宅の申請です。譲受人は現在アパートに住んでおられますが手狭になったため、集落内開発制度指定区域で譲受人の妻の父の土地に個人住宅建設を計画されました。資金につきましては、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分につきましては、調整区域内にある概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の地域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農地法施行規則第33条第4号の集落内に接続して設置されるものに該当すると考えます。よって不許可の例外規定に該当するものと判断しました。現地の周囲は、北側は住宅、南側と西側は市道、東側は譲渡人の農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積につきましては、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては浸透枿を設置されます。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は許可日から8月31日までの8カ月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

20番は駐車場の申請です。譲受人は申請地の隣接地で運送業を営んでおられますが、従業員の増加に伴い駐車スペースが足りなくなってきたので、今回の計画を立てられました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は水路、南側は鉄道敷地、東側と西側は農地と接続していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については駐車場として適切な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては地下浸透される予定です。被害防除の計画につきましては、周辺に影響が出ないように対策をとられることを確認しております。工事期間は許可日から6月30日までの6カ月間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

21番は太陽光発電設備の申請です。貸人は高齢で農業に従事する時間がなくなり、農地の管理について検討されたところ、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。事業を実施するに当たり資金面のことを考えられ、貸人の息子が実施します。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、

農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と西側は宅地と道路、東側は貸人の農地、南側は農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については太陽光発電設備として適切な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透されます。工事期間は許可日から7月31日までの7カ月間の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

22番は太陽光発電設備の申請です。貸人は高齢で農業に従事することができなくなり、農地の管理について検討されたところ、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。事業を実施するに当たり資金面のことを考え、貸人の娘が実施します。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分につきましては、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と西側は雑種地、東側は池、南側は市道です。転用面積について太陽光発電設備として適切な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては地下浸透され、工事期間は許可日から5月31日までの5カ月間の予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

23番は農業用資材置場の申請です。有限会社田中農場は申請地の隣接地で農畜産業を営んでおられますが、経営拡張するに当たり農機具等を置くスペースがないため、今回の計画を立てられました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側と南側は宅地と雑種地、西側は申請者本人の農地、北側は譲渡人の農地と接していますが、隣接地所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積につきましては農業用資材置場として適切な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては地下浸透される予定です。工事期間は許可日から3月1日まで予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上5件、先の地区委員会で確認を行い、立地基準面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしく願います。

議 長 　　ただいま19番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、参加資格基準について地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは1番、お願いします。

### 36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

熊本市長からの願い出でございまして、秋津飯野土地改良事業の維持管理申請のための、土地改良法第3条による資格証明願でございます。事業の主な内容といたしましては、土地改良事業により造成された灌漑施設、排水施設、農道等の維持管理を計画的に行うことにより、水管理の適正化など農業生産力の増大を図るものでございます。

今回の事業の申請に当たり、受益地153.46ヘクタールの地区内にある土地につきまして土地改良法第3条に規定する232名の参加資格者が得られたため、当委員会あてに証明願が提出されたものでございます。

先の地区委員会におきまして、この232名の参加資格者名簿を精査いたしましたところ、全員が土地改良法第3条に規定する資格者であることが確認できましたので、証明することについては何ら問題ないものと協議結果が出ました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして2番。

### 28番 園田操委員

2番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

富合町碓江地区土地改良事業に伴う参加資格の証明願い出です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加資格者名簿を確認し、全員参加資格であることを地区委員会で承認されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に第5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画10号についてご説明いたします。

初めに所有権移転ですが、明細17ページの1番から18ページの6番までで合計6件でございます。1番が公社への売り渡し、2番から6番が相対による売買です。面積は6件合わせまして、田20,388平米、畑1,050平米の合計21,438平米で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に利用権設定の新規設定分です。明細19ページの7番から27ページの26番までで、貸し手20名、借り手17名の件数20件です。契約期間別では6年未満が10件、10年以上が10件で、面積は20件合わせまして、田80,167平米、畑31,173平米の合計111,340平米となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜及び花きです。

次に再設定分です。明細27ページの27番から29ページの37番までで、貸し手11名、借り手9名の件数11件です。契約期間別では6年未満が10件、6年以上10年未満が1件で、面積は11件合わせまして、田26,251平米、畑3,690平米の合計29,941平米となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜及び麦です。

次に農地所有者代理事業です。こちらは明細29ページの38番で、貸し手1名、借り手1名の件数1件になります。契約期間別では6年未満で、面積は畑のみの1,381平米です。権利の種類は賃借権、利用内容は果樹です。

最後に農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細29ページの39番から32ページの48番までが熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借上10件で、32ページの49番から35ページの58番が、借り上げた農地の転貸10件です。契約期間別では6年未満2件、6年以上10年未満7件、10年以上1件で、面積は田18,963平米、畑14,385平米の合計33,348

平米となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権で、利用内容といたしましては麦及び水稻です。

以上1番から58番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会でも詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているものでございます。この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

#### 19番 春口豊徳委員

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は仕事の傍ら農業に従事されており、願い出の農地につきましては現在、野菜、梅のほか苗木を植付中であることを地元農業委員が確認しております。

全農地について願出人自ら引き続き農業経営を行っており、先の地区委員会におきましては、証明することに対し何ら問題はないとの協議結果でした。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして2番。

#### 20番 田中求委員

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。



2番は租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人はこの農地について主に米作りをされており、引き続き願出人自ら耕作を行っておられることを地元農業委員が確認いたしております。

先日の地区委員会で検討した結果、この証明については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に議題のその他について、本日は特にございませぬ。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお本総会において議決されました案件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

事務局 　　以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

午後4時15分 閉会

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年1月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 藤本 照義

署名委員 田上 義則

書 記 北嶋 孝行